

諮詢番号：平成 28 年度諮詢第 1 号
答申番号：平成 28 年度答申第 1 号

答申書

第 1 箕面市行政不服審査会の結論

平成 28 年 6 月 8 日付け箕面市總固第 75 号の 2 により処分庁である箕面市長が審査請求人 ●●●● 氏に対して行った固定資産税・都市計画税減免申請の棄却決定は、妥当である。

第 2 諒問に至るまでの経過

- 1 平成 28 年 4 月 28 日、処分庁である箕面市長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人とその配偶者が共有する箕面市小野原東 2 丁目〇〇〇〇 の土地（宅地、地積 84.53 m²）、△△△△ の土地（公衆用道路、地積 0.95 m²）及び小野原東 2 丁目◇◇◇◇ の建物（居宅、延床面積 83.38 m²）に係る平成 28 年度の固定資産税・都市計画税（以下「本件固定資産税等」という。）を 52,000 円と賦課決定し（ただし△△△△ の土地は非課税）、納税通知書（納付書添付）を審査請求人とその配偶者あて発送した。
- 2 審査請求人は、当該納税通知書を受け取り、平成 28 年 6 月 2 日付で本件固定資産税等に係る市税減免申請書（第 2・3・4 期分 39,000 円対象）を処分庁あて提出した。
- 3 処分庁は、この減免申請に対して、箕面市税条例（昭和 25 年箕面市条例第 66 号。以下「条例」という。）第 25 条に該当しないため棄却することに決定し（以下「本件処分」という。）、同月 8 日付け箕面市總固第 75 号の 2 をもって審査請求人に通知した。なお、棄却理由の補足説明として、箕面市固定資産税及び都市計画税減免措置要綱（平成 27 年箕面市訓令第 2 号。以下「要綱」という。）の適用基準による「世帯員全員が個人の住民税非課税限度額以下」に該当しないためである旨を、同日付で固定資産税室から併せて通知した。
- 4 審査請求人は、当該通知を受け取り、平成 28 年 6 月 16 日に本件処分があつたことを知り、同月 24 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 19 条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。
- 5 審査庁である箕面市長（以下「審査庁」という。）は、平成 28 年 6 月 24 日に本件審査請求を受け付け、法第 9 条第 1 項の規定に基づき審理員を指名した。
- 6 審理員は、平成 28 年 8 月 5 日、法第 42 条第 2 項の規定に基づき、審査庁に

対して審理員意見書及び事件記録（審査請求書及び同年7月13日付け弁明書）（以下「審理員意見書等」という。）を提出した。

- 7 審査庁は、審理員意見書等の内容をふまえ、平成28年8月9日、法第43条第1項の規定に基づき、箕面市行政不服審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求は棄却されるべきであるとして諮詢した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、審査請求人が本年4月末日で会社を退職し、翌5月から収入がなくなり、翌6月からアルバイトによる収入があるものの、以前の収入から大幅に減少しており、現在は配偶者のアルバイトや銀行からの借り入れで生活費を補っており、本件固定資産税等の額を少しでも減免してほしいというものであり、要するに、急な収入減少による生活面の苦境について勘案・配慮を求める主旨である。

2 処分庁の主張

処分庁は、固定資産税・都市計画税の課税の対象及び理由並びに減免の意義及び要件について説明し、その要件は地方税法（昭和25年法律第226号）第367条、条例第25条第1項及び要綱別表の規定により定められているとしている。処分庁は、本件減免申請に記載の事由「会社離職、収入減の為」に基づき、貧困により納税が困難な者への減免の要件として、

①貧困により生活のため公私の扶助（生活保護法による被保護者及び社会福祉事業団体等による生活のための扶助）を受ける者

②貧困により担税力が薄弱な者であって、次の要件の全てを満たすもの

所得要件…世帯員全員が個人の住民税均等割非課税限度額（控除対象配偶者等の有無により額は変動する）以下の所得

資産要件…居住用資産だけを所有し、かつ家屋の床面積が100m²以下

税額要件…土地及び家屋の合計税額が7万円以下

の2要件の適用の可否を検討したところ、①については扶助を受けていないことから要件を満たさず、②については資産要件と税額要件を満たすものの、審査請求人の前年中の合計所得金額2,880,800円は住民税均等割非課税限度額350,000円を超えており、審査請求人の配偶者の前年中の合計所得金額1,788,400円も住民税均等割非課税限度額350,000円を超えていて所得要件を満たさないと判断した。

処分庁は、減免の要件のいずれにも該当しないことが明らかで本件減免申請に理由がないため本件処分を行ったものであり、本件処分に何ら違法・不当なところはない旨主張している。

第4 審理員意見書の要旨

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 地方税法第367条は、「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。」とし、これを受けて、箕面市では条例第25条第1項において、「市長は、次の各号のいずれかに該当する者であって特に必要があると認めるときは、固定資産税を減免することができる。」とし、同項第6号として「前各号に定めるものほか、市長が公益上その他の事由により特に必要と認める者」と定めている（地方税法第702条の8第7項の規定により都市計画税も同様。）。
- (2) また、箕面市は、条例第25条及び地方税法第702条の8第7項に基づく固定資産税等の減免申請の運用に関して要綱を定め、条例第25条第1項第6号に該当するものの一つとして、貧困により担税力が薄弱な者であって、「世帯員全員が個人の住民税均等割非課税限度額以下の所得」（所得要件）、「居住用資産だけを所有し、かつ家屋の床面積が100m²以下」（資産要件）、「土地及び家屋の合計税額が7万円以下」（税額要件）の3要件を全て満たすものという基準を定めている（要綱別表6（10））。
- (3) 上記（2）の要綱は、固定資産税等の減免に関して、処分庁の恣意を排除し、減免措置の公平な適用を図ろうとするものと認められ、その目的には合理性がある。

また、要綱別表6（10）に示された減免適用基準も、所得要件については個人の住民税均等割非課税限度額という合理性の認められる基準を援用することで所得面から担税力の有無を判断し、資産要件、税額要件についても一般的な居住用建物を超える資産を保有しているかどうかを担税力の有無の判断基準としているものであり、合理的なものといえる。

2 審査請求人が固定資産税等の減免基準を満たすか否か

- (1) 審査請求人は、居住用資産だけを保有し、かつ家屋の床面積が83.38m²と100m²以下であるので、上記要綱別表6（10）の資産要件を満たす。
- (2) また、審査請求人の保有する土地・家屋の合計税額は52,000円であり、7万円以下であるので、上記要綱別表6（10）の税額要件も満たす。
- (3) 一方、個人の住民税均等割非課税限度額は、以下のとおり算定される。
35万円×（控除対象配偶者+扶養親族の人数+1）+21万円（但し、控除対象配偶者及び扶養親族のない者には加算しない。）

これを審査請求人についてみると、審査請求人の平成27年度源泉徴収票等から控除対象配偶者及び扶養親族はいないものと認められることから、住民税均等割非課税限度額は以下のとおりとなる。

$$35 \text{ 万円} \times (0+0+1) + 0 \text{ 円} = 35 \text{ 万円}$$

これに対し、審査請求人の平成 27 年度の所得は金 2,880,800 円であるから、審査請求人本人は、要綱別表 6 (10) の所得要件を満たさない。

よって、審査請求人の配偶者らの所得について判断するまでもなく、審査請求人は要綱別表 6 (10) の減免基準を満たさない。

- (4) また、審査請求人は、本年 4 月に退職したことによる収入減少を減免申請の理由として主張しているところ、減免すべきかの判断においては一時的な収入の増減を問題とすべきではなく、既に確定している前年度の年間所得を基準とすることには合理性があるから、審査請求人の上記主張には理由がないといるべきである。
- (5) 審査請求人には他に該当する要綱別表の減免基準もないことから、審査請求人による減免申請は条例及び要綱に示された減免基準に該当せず、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、法第 45 条第 2 項の規定により棄却されるべきである。

第 5 審査会における調査審議の経過

- 1 当審査会は、平成 28 年 8 月 9 日、諮詢書及び審理員意見書等の写しの提出を受け、その内容を確認した。
- 2 当審査会は、平成 28 年 8 月 10 日、審査請求人に対して、法第 81 条第 3 項で準用する法第 76 条の規定に基づき主張書面又は資料の提出ができる旨を通知したが、同月 17 日の期限までに提出はなかった。
- 3 当審査会は、平成 28 年 8 月 18 日、会議を開催し、本件審査請求を審議した。なお、上記 2 のほか、法第 81 条第 3 項で準用する法第 74 条の規定に基づく主張書面等の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他調査することの必要性は認められないものと判断し、また、法第 81 条第 3 項で準用する法第 75 条の規定に基づく口頭意見陳述の申立てもなかった。

第 6 審査会の判断の理由

当審査会の調査審議の経過において、審査請求人の主張に理由があることを裏付ける新たな証拠等はなく、当審査会の判断は、上記「第 4 審理員意見書の要旨」と同様であり、本件処分に違法又は不当な点は認められないと、「第 1 箕面市行政不服審査会の結論」のとおり答申する。

以上